

仙石原子育て支援センター

場所 仙石原幼児学園内

対象 0歳から就学前までの児童のいる家庭

開設日 月曜日～金曜日（国民の祝日などを除く）

開設時間 10時～16時（12時から13時は閉所）

湯本子育てサロン

場所 湯本小学校内

対象 0歳から就学前までの児童のいる家庭

開設日 湯本小学校開校日

開設時間 10時～14時



特別保育

家庭の事情でお子さんを一時的に保育ができなくなった場合に、保育園で預かりする制度です。

一時保育

場所 町立保育園

対象 3歳から就学前までの集団保育ができる児童

開設日 各保育園の開所日

開設時間 8時30分から16時30分までの必要とする時間

保育料 1時間 300円（ほかに給食費、おやつ代が必要になる場合があります）

休日保育

場所 仙石原保育園

対象 町内に在住の3歳から就学前までの集団保育ができる児童

開設日 日曜日・祝祭日（ただし、12月29日から1月3日の6日間を除く）

開設時間 8時30分から16時30分までの必要とする時間

保育料 1時間 300円（ほかにおやつ代が必要になる場合があります）

幼児一時預かり

場所 湯本小学校内

対象 町内に在住の2歳から就学前までの児童

開設日 湯本小学校開校日

開設時間 10時から14時までの必要とする時間

保育料 1時間 300円

子育て相談

町立保育園・幼稚園などで、子育てについての悩みや不安をお持ちの方を対象にした相談を行っています。

場所 町立保育園・幼稚園・さくら館

対象 0歳から就学前までの児童

相談のある方は電話で予めお知らせください。

申込・照会先 町立保育園・健康福祉課

お問い合わせください。

宮城野保育園 ☎2・2543

仙石原保育園 ☎4・8386

二ノ平保育園 ☎2・2965

更生医療給付

身体障がい者の方が、障がいの程度軽減、除去のために必要な医療を受ける場合、その医療費を助成します。

重度障がい者医療制度

重度障がい者の方が病院などで受診したときに支払う医療費の自己負担額を助成します。

対象者

身体障害者手帳の1級または2級の方
療育手帳がA1・A2または知能指数35以下の方

身体障害者手帳が3級で、かつ知能指数50以下の方

（照会先 町民課 ☎5・9564）



施設通所者の交通費を補助

障がい者の方が、更生または社会復帰の目的で所定の施設や地域作業所に通う場合、支払った交通費を全額補助します。

障がい者のための福祉



照会先 健康福祉課

☎5・0800

福祉タクシー利用券または自動車燃料費助成券を交付

在宅重度障がい者の方などが、通院や日常生活において利用するタクシーの運賃または自動車燃料費の一部のどちらかを助成します。

対象者

身体障害者手帳の1級または2級（聴覚・言語、肢体不自由上肢の障がいは除く）の方

療育手帳がA1・A2または知能指数35以下の方

特定疾患医療受給者証・小児特定疾患

給付通知の交付を受けている方

補助内容

福祉タクシー利用

利用券（1枚500円）による運賃の助成

交付枚数は、年間78枚以内（人工透析を受けている方は、年間156枚以内）

自動車燃料費助成
助成券（1枚1000円）による燃料費の助成

交付枚数は、年間18枚以内（人工透析を受けている方は、年間36枚以内）

補装具を交付（修理）

身体障がい児者の方に、車イス、義肢、補聴器、盲人用つえ、ストマ用装具（蓄尿袋・蓄便袋）、点字器などの補装具を交付（修理）します。

なお、法律で決められた、身体障がい者の方の自己負担額を町が助成しますの費用の負担はありません。

自動車運転訓練・免許取得費用を助成

下肢などに障がいのある方が、自動車運転免許を取得する場合に費用の一部を助成します。

対象者 身体障害者手帳の上肢障がい1

在宅児童地域訓練会

ことばや発達の遅れが心配、友達と上手に遊べないなど、悩んでいるお母さんやお子さんを対象に機能回復訓練や療育相談を行います。

開催日 月2回

場所 さくら館・小田原市社会福祉センターなど

支援費制度

身体障がい者、知的障がい者、障がい児の方へ在宅や施設でのサービスを提供します。

在宅サービス（身体障がい者・知的障がい者・障がい児）

居宅介護

デイサービス

短期入所 など

施設サービス（身体障がい者・知的障がい者）

更生施設入所・通所

療護施設入所・通所（身体障がい者のみ）

授産施設入所・通所 など

身体障害者手帳の診断書料を助成

身体障害者手帳の交付申請や障がいの等級変更のため、指定医師の診断書を作成した場合の診断書料を全額助成します。

身体障害者手帳居宅診断

重度身体障がい者の方が、身体障害者手帳を申請するために必要な診断書を作成するときや、在宅での医療相談が必要などときに指定医師が往診を行います。

入浴サービス

65歳未満の1・2級の在宅障がい児者の方で、家庭での入浴が難しい方の家庭を訪問し、簡易浴槽による入浴を実施します。

利用回数 月4回以内

赤十字社員増強月間

5月は、赤十字社員増強月間です。

赤十字は、人道・博愛・平和を目標に、世界の国々と手を結び、人類の幸せと世界の平和のために、活動を続けている奉仕団体です。

この活動の経費は、ほとんどが赤十字社員の方に納めていただく社資によってまかなわれています。

一人でも多くの方にこの活動を理解していただき、赤十字社員として加入して下さるようお願いいたします。



照会先 健康福祉課 ☎5 - 0800